

保育所等で感染者が発生した場合には

保育所、認定こども園、地域型保育事業者及び放課後児童クラブ（以下、「保育所等」という。）において、児童や職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に通常必要となる対応をまとめました。実際の対応は、管轄の保健所と連携して実施してください。

なお、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の施設の運営（休園の期間等）については、保護者等から保健所への直接連絡は控えていただき、保健所との連絡調整は施設において一元的に行うよう御協力をお願いします。

1 児童や職員に感染の疑いの症状がある場合

- ・児童や職員に発熱等、感染の疑いがある場合、自宅待機（保育所等で症状が出た場合は早退）としてください。
- ・感染の疑いの症状がある児童や職員は、日頃通院している医療機関か、お近くの医療機関に事前予約の上で受診してください。受診後、結果を保育所等に報告してください。

2 児童や職員の感染が判明したら

- ・検査陽性の児童や職員は、居住地を管轄する保健所の指示（自宅療養等）に従ってください。
- ・保育所等は、必要に応じて、以下に記載されている内容を実施してください。

3 濃厚接触者の特定（保健所調査への協力）

- ・保育所等は、保健所の調査に備え、検査陽性の児童や職員と濃厚接触がある方及びそれ以外の接触のある方を本人の同意を得た上でリストアップしてください。
- ・保健所は、リストを参考に総合的に判断いたします。

8月24日時点において、保健所の業務が非常に逼迫しており、患者の症状確認や入院調整など命を守る業務を最優先して行っています。そのため、同居家族、所属施設の児童や職員に対する調査が速やかに行えていない状況です。

【接触者リストの項目例】

氏名、感染者との関係、年齢、性別、最終接触日、基礎疾患の有無、観察期間内の発症の有無、連絡先、接触状況等

【濃厚接触者の候補となる範囲】

患者の濃厚接触者の候補及び患者周辺の検査対象者の候補の範囲は、患者の感染可能期間*のうち当該患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において、以下のいずれかに該当する者とする。

※ 感染可能期間は、発症2日前（無症状病原体保有者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間とされている。

- ・患者と同居していた者
- ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者

■濃厚接触者の対象例

<感染した児童・職員等がマスクをしていた場合>

- ・自身がマスクをせずに対面で(目安として1メートル以内15分以上)会話した保育所等の児童、職員、取引先の方等

<感染した児童・職員等がマスクをしていなかった場合>

- ・自身がマスクをして対面で(目安として1メートル以内で15分以上)会話した保育所等の児童、職員、取引先の方等
- ※感染した児童・職員等も接触者もマスクをせず会話した場合は、距離・時間に関係なく濃厚接触者と判断される場合があります。

■接触者の対象例(濃厚接触者とならないケース)

- ・対面で会話等をした際に、感染者及び自身がマスクをしていた方
- ・短時間同じ空間にいたが、感染者との接触がない方

(一般社団法人日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」より作成)

■濃厚接触者の健康観察(14日間)

- ・濃厚接触者は、感染者と感染の可能性がある期間に接触した最終日から14日間は健康観察と行動制限が求められます。

4 園舎等の消毒

- ・感染した児童や職員が触れた可能性がある場所を消毒してください。
- ・アルコール(70%)又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を使用します。
- ・食器、はし、スプーンなどは通常の洗浄でかまいません。

(注)物に付着したウイルスの生存期間はプラスチック等の表面で72時間程度とされています。

5 休園の判断・保護者等への説明

- ・感染状況等を踏まえ、休園・一部休園等の対応を判断します。結果については、必要に応じて保健所と情報共有願います。
- ・休園等について、個人情報に十分配慮した上で、保護者及び関係業者に説明します。また、地域住民に対しても必要に応じて説明します。